

感染症・予防接種レター (第62号)

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会

委員長 多屋 馨子 副委員長 岡田 賢司 乾 幸治 三田村敬子
菅原 美絵 津川 毅 古賀 伸子 三沢あき子

保育所における感染症対策ガイドライン改訂版

本邦における保育所利用児は年々増加し、平成28年4月時点で246万人に及び、1・2歳児の41.1%、全体で39.9%の児が保育所を利用している(図1)。平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、0~2歳児を対象とする小規模保育等も増加し、平成28年度からは企業主導型保育事業が開始され、認可外保育施設も増加している。待機児童の多くを0~2歳の低年齢児が占めており、今後、待機児童解消加速化プランが進められることにより、さらに、3歳未満児の保育所利用率が増加することが予想される。

日々の保育の基本は、乳幼児の生命と心の安定を保ち、健やかな生活が確立されることである一方、保育所は子どもの集団生活の場であるため、感染症が流行しやすい場である。感染経験が少なく、体力・免疫力ともに十分でない乳幼児にとって、初めての集団生活の場となる保育所においては感染症対策が重要である。保育所における感染症対策としては、感染源、感染経路対策とともに、入所している乳幼児の予防接種状況を把握し、年齢に応じた計画的な接種を保護者に勧奨することも重要である。

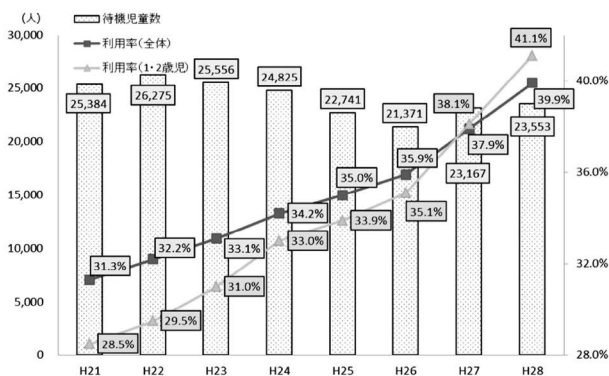


図1 保育所等利用率・待機児童数の推移(保育所等関連状況取りまとめ 厚生労働省)

I. 保育保健体制の現状

保育所の子どもの健康支援のためには、嘱託医(園医)や市町村、保健・医療等地域の関係機関と組織的に連携し、看護師等の配置を進め、専門性を活かした対応を進めていくことが必要である。学童に対しての学校保健の体制は、学校教育法第28条における養護教諭配置義務、学校保健安全法第7条における保健室の設置および第9条における養護教諭の役割(児童の保健指導、保護者への助言)等により既に確立している一方、保育所における保健体制の整備は未だ不十分な状況にある。平成26年の社会福祉施設調査(厚生労働省)では、24,509施設ある保育所に対して看護師または保健師の総配置数は9,091人(1施設につき1人として計算すると配置割合:37%)にとどまっている。

まもなく改定予定の保育所保育指針にも明記される「保育所における子どもの健康支援」を果たすためには、大規模保育所へは看護師または保健師の配置を義務付けるとともに、看護師等の全数配置が難しい小規模保育等については、連携施設や地方自治体が調整し、効率的かつ全ての利用児に看護師等による健康支援が行き渡る仕組みを地域の実情に応じて構築していくことが必要と考えられる。なお、既に、図2のように連携園看護師による小規模保育への巡回や自治体保健師による保育所への巡回等により、看護師等の専門職による健康支援が保育所利用児へ行き渡る工夫の実践も複数の地域において行われている。

II. 保育所における感染症対策ガイドライン改訂版

保育所における感染症対策については、厚生労働省から「保育所における感染症対策ガイドライン」が平成21年に示され、平成24年には学校保健安全法施行規

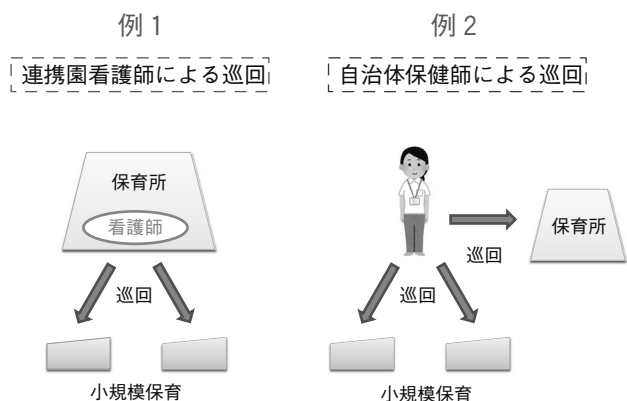


図2 看護師・保健師による保育所利用児の健康支援（例）

則が一部改正されたことに伴い改訂版が作成された。このたび、平成28年度 厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「保育所等における感染症対策に関する研究」班（研究代表者：福島県立医科大学小児科 細矢光亮先生）において、とても充実した内容への改定ガイドライン（案）の作成が行われている。

本研究班においても協議が行われたが、保育所での感染症対策には従来からの保育所利用児への予防接種の推奨に加えて、保育士に対する予防接種の推奨も大切である。保育士に対する予防接種は、保育士自身および保育士から子どもへの感染を防ぎ保育所利用児を感染症から守ることにつながる。感染力が強く罹患す

ると重症化する恐れのある麻しんや、抗体を保有していない妊娠20週頃までの妊婦が感染すると、先天性風しん症候群の児が生まれる可能性がある風しん、成人が罹ると重症化のリスクの高い水痘やおたふくかぜ、血液に日常的に触れる機会が多いことからB型肝炎への対策として、最も有効なのは、その発生の予防である。未罹患で、かつ、麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎の予防接種を接種していない保育士に対して予防接種を行うことは、保育士自身を感染症から守り、保育士が妊娠している場合はその胎児も守り（妊娠中は受けられない予防接種がある）、かつ、保育士から子どもへの感染を防ぐことから保育所利用児を感染症から守ることにつながる。

まもなく公開される予定の本ガイドライン改訂版は、その充実した内容ゆえ、保育士のみが自力で全内容を理解して実践するのは難しいことも予想される。地域の小児科医・嘱託医（園医）の先生方、看護師・保健師の専門職の方々にも、ぜひ、ご一読いただき、日々、子どもの保育にあたっている保育士へご支援いただけたら幸いである。保育所での適切な感染症対策の実践は、保育所利用児を感染症から守り、安心・安全の保育の基盤となるため、保育現場で子どもたちのために本ガイドライン改訂版が有効に活用されることを祈念する。